

税に関する手続きについて

**所得税等の確定申告会場が
税務署に開設されます**

申告書の作成には時間を要します。なるべくお早めにお越しください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがあります。

また、確定申告書には申告する方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

期間 2月16日(金)～3月15日(木)の午前9時～午後4時

※ 土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受付なし。

会場 函館税務署(中島町37番1号) ☎31・3171

**確定申告などに必要な
証明書等について**

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構



から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・0003・0004)にお問合せください。なお、昨年10月～12月にはじめて保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

▽後期高齢者医療保険料

29年中に保険料を納付した方には、1月下旬に納付確認書を送付します。

お問合せ 国保年金課

(国保) ☎21・3154

(後期高齢) ☎21・3185

「医療費控除の明細書」添付が義務化されました

29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。明細書には医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

国税庁のHPで医療費控除の明細書を作成できます。詳しいことは函館税務署へお問合せください。

年末調整関係書類の提出

※ 医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

29年分の年末調整関係書類(総括表、給与支払報告書等)の提出期限は1月31日(水)です。

30年1月1日現在、函館市に住所がある方に対し、29年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

※ 法人番号およびマイナンバーの記載が必要となります。

※ 住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

▽1月12日(金)までは市役所2階市民税担当窓口で受付

▽1月15日(月)から1月31日(水)までは市役所8階第3会議室で受付

また、期間中、東部4支所でも受付します。

お問合せ 税務室市民税担当 ☎21・3211

固定資産(償却資産)の申告

30年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産)を所有している方

は、その内容を1月31日(水)までに申告してください。

お問合せ 税務室資産税担当 ☎21・3231

本人確認について

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

(例)

▽マイナンバーカード

▽マイナンバー通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※ 詳細につきましては、それぞれの提出先にお問合せください。

給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステム(ELTA X(エルトックス))を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しいことは(一社)地方税電子化協議会(☎0570・081・459)のHPをご覧ください。
HP <http://www.eltax.jp/>

HP 高齢者インフルエンザ予防接種の費用助成を延長します

期間 1月31日(水)まで

対象 函館市に住民登録があり、29年12月31日現在で65歳以上、

または60～64歳で身体障害者1級相当の内部障がい・免疫機能障がいを有する方

実施場所 市内委託医療機関(医療機関により終了済みの場合があります。事前に要予約)

自己負担 1,500円

※ 生活保護受給世帯を除く29年度市民税非課税世帯の方は自己負担免除

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

